

農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン（令和元年7月1日付け元農振第884号農林水産省農村振興課長通知） 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p data-bbox="250 443 943 544">農業用ため池の管理及び保全に関する ガイドライン</p> <p data-bbox="405 1141 788 1230">令和元年6月策定 (令和<u>5</u>年<u>3</u>月一部改正)</p> <p data-bbox="421 1286 772 1326">農林水産省農村振興局</p>	<p data-bbox="1308 443 2000 544">農業用ため池の管理及び保全に関する ガイドライン</p> <p data-bbox="1462 1141 1845 1230">令和元年6月策定 (令和<u>3</u>年<u>9</u>月一部改正)</p> <p data-bbox="1473 1286 1825 1326">農林水産省農村振興局</p>

改正後	現行
目次【ページ：略】	目次【ページ：略】
第1章 総則 1 法の目的と適用 (1) 目的 (2) 適用 2 定義 (1) 農業用ため池 (2) ため池の管理者 (3) 防災工事 3 国及び地方公共団体の責務 (1) 地方公共団体の責務 (2) 国の責務 第2章 農業用ため池の届出・管理 1 届出の手續等 (1) 農業用ため池の届出者 (2) 届出が必要な農業用ため池 (3) 届出の手續 (4) 届出書の記載事項 (5) 届出に添付する書類 (6) 届出の留意事項 (7) 届出の催告 (8) 変更・廃止の手續 (9) 罰則について 2 データベースの整備及び公表について (1) データベースの整備 (2) データベースの公表 (3) 情報の収集とデータベースの更新等 (4) その他 第3章 農業用ため池の適正な管理 1 農業用ため池の適正な管理について 2 勧告について (1) 運用にあたっての留意すべき事項 (2) 勧告の手續等 (3) 河川担当部局との調整について	第1章 総則 1 法の目的と適用 (1) 目的 (2) 適用 2 定義 (1) 農業用ため池 (2) ため池の管理者 (3) 防災工事 3 国及び地方公共団体の責務 (1) 地方公共団体の責務 (2) 国の責務 第2章 農業用ため池の届出・管理 1 届出の手續等 (1) 農業用ため池の届出者 (2) 届出が必要な農業用ため池 (3) 届出の手續 (4) 届出書の記載事項 (5) 届出に添付する書類 (6) 届出の留意事項 (7) 届出の催告 (8) 変更・廃止の手續 (9) 罰則について 2 データベースの整備及び公表について (1) データベースの整備 (2) データベースの公表 (3) 情報の収集とデータベースの更新等 (4) その他 第3章 農業用ため池の適正な管理 1 農業用ため池の適正な管理について 2 勧告について (1) 運用にあたっての留意すべき事項 (2) 勧告の手續等 (3) 河川担当部局との調整について

改正後	現行
<p>第4章 特定農業用ため池の指定等</p> <p>1 指定要件と指定に当たっての検討内容</p> <p>(1) 指定要件の考え方</p> <p>(2) 指定に当たっての留意事項</p> <p>(3) 特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係</p> <p>2 特定農業用ため池の指定の手続</p> <p>3 利水者等が指定を知事に申し出る場合の手続</p> <p>4 指定の解除について</p> <p>5 関係部局との調整について</p> <p>(1) 河川担当部局との調整</p> <p>(2) 森林担当部局への通知（保安林に指定されている区域内の場合）</p> <p>第5章 行為の制限</p> <p>1 行為制限の対象</p> <p>(1) 許可を要する行為</p> <p>(2) 許可を要しない行為</p> <p>2 許可申請又は協議の手続</p> <p>3 許可の可否の決定に当たっての留意事項</p> <p>4 国又は地方公共団体が行う行為に係る協議の成立に当たっての留意事項</p> <p>5 関係部局との調整について</p> <p>(1) 河川担当部局との調整</p> <p>(2) 砂防担当部局との調整</p> <p>(3) 森林担当部局との調整</p> <p>第6章 防災工事の施行</p> <p>1 防災工事に関する計画の届出方法</p> <p>(1) 届出対象となる防災工事に関する計画</p> <p>(2) 届出の留意事項</p> <p>(3) 届出のスケジュールに関する留意点</p> <p>2 防災工事計画において確認すべき内容</p> <p>(1) 防災工事の概要</p> <p>(2) 防災工事に関する計画に係る判断基準</p> <p>3 特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合の届出</p> <p>4 関係部局との調整</p> <p>(1) 砂防担当部局との調整</p> <p>(2) 森林担当部局との調整</p> <p>5 防災工事の施行に関する命令と代執行</p>	<p>第4章 特定農業用ため池の指定等</p> <p>1 指定要件と指定に当たっての検討内容</p> <p>(1) 指定要件の考え方</p> <p>(2) 指定に当たっての留意事項</p> <p>(3) <u>防災重点ため池</u>と特定農業用ため池、<u>防災重点農業用ため池</u>の関係</p> <p>2 特定農業用ため池の指定の手続</p> <p>3 利水者等が指定を知事に申し出る場合の手続</p> <p>4 指定の解除について</p> <p>5 関係部局との調整について</p> <p>(1) 河川担当部局との調整</p> <p>(2) 森林担当部局への通知（保安林に指定されている区域内の場合）</p> <p>第5章 行為の制限</p> <p>1 行為制限の対象</p> <p>(1) 許可を要する行為</p> <p>(2) 許可を要しない行為</p> <p>2 許可申請又は協議の手続</p> <p>3 許可の可否の決定に当たっての留意事項</p> <p>4 国又は地方公共団体が行う行為に係る協議の成立に当たっての留意事項</p> <p>5 関係部局との調整について</p> <p>(1) 河川担当部局との調整</p> <p>(2) 砂防担当部局との調整</p> <p>(3) 森林担当部局との調整</p> <p>第6章 防災工事の施行</p> <p>1 防災工事に関する計画の届出方法</p> <p>(1) 届出対象となる防災工事に関する計画</p> <p>(2) 届出の留意事項</p> <p>(3) 届出のスケジュールに関する留意点</p> <p>2 防災工事計画において確認すべき内容</p> <p>(1) 防災工事の概要</p> <p>(2) 防災工事に関する計画に係る判断基準</p> <p>3 特定農業用ため池の指定の際に現に防災工事を施行している場合の届出</p> <p>4 関係部局との調整</p> <p>(1) 砂防担当部局との調整</p> <p>(2) 森林担当部局との調整</p> <p>5 防災工事の施行に関する命令と代執行</p>

改正後	現行
<p>(1) 防災工事の施行に関する命令の発出</p> <p>(2) 防災工事の施行に関する命令の内容</p> <p>(3) 代執行を行う場合</p> <p>(4) 特定農業用ため池の所有者等の探索の方法</p> <p>(5) 費用徴収の手続</p> <p>第7章 住民に周知するための措置</p> <p>1 ハザードマップ等の作成</p> <p>2 周知する方法</p> <p>第8章 市町村による施設管理権の設定</p> <p>1 市町村による施設管理権の設定に至る流れ</p> <p>(1) 裁定の申請手続</p> <p>(2) 施設管理権の裁定申請について</p> <p>(3) 「現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合」の具体的な状況及び判断基準</p> <p>(4) 特定農業用ため池の所有者の探索方法</p> <p>(5) 特定農業用ため池の防災工事の代執行に係る都道府県知事による所有者等の探索方法との関係</p> <p>(6) 数人の共有に属する特定農業用ため池で、過半の持分を有さない共有者又は農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人が単独で申出を行うことへの考え方</p> <p>2 裁定に係る都道府県知事の公告等</p> <p>(1) 公告</p> <p>(2) 裁定申請に係る異議申出</p> <p>3 都道府県知事の裁定</p> <p>(1) 都道府県知事の裁定</p> <p>(2) 都道府県知事による裁定の具体的基準</p> <p>4 裁定の効果等</p> <p>(1) 裁定の効果等</p> <p>(2) 特定農業用ため池の所有者が不明である場合の費用負担の在り方</p> <p>(3) 土地改良区や利水者などに対する管理委託について</p> <p>(4) 土地改良区等に管理を委託する場合の手続の方法</p> <p>5 施設管理権の存続期間の延長について</p> <p>(1) 施設管理権の存続期間の延長</p> <p>(2) 施設管理権の存続期間の延長を認めることとした趣旨</p> <p>第9章 その他</p> <p>1 都道府県知事による報告徴収と立入調査</p>	<p>(1) 防災工事の施行に関する命令の発出</p> <p>(2) 防災工事の施行に関する命令の内容</p> <p>(3) 代執行を行う場合</p> <p>(4) 特定農業用ため池の所有者等の探索の方法</p> <p>(5) 費用徴収の手続</p> <p>第7章 住民に周知するための措置</p> <p>1 ハザードマップ等の作成</p> <p>2 周知する方法</p> <p>第8章 市町村による施設管理権の設定</p> <p>1 市町村による施設管理権の設定に至る流れ</p> <p>(1) 裁定の申請手続</p> <p>(2) 施設管理権の裁定申請について</p> <p>(3) 「現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合」の具体的な状況及び判断基準</p> <p>(4) 特定農業用ため池の所有者の探索方法</p> <p>(5) 特定農業用ため池の防災工事の代執行に係る都道府県知事による所有者等の探索方法との関係</p> <p>(6) 数人の共有に属する特定農業用ため池で、過半の持分を有さない共有者又は農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人が単独で申出を行うことへの考え方</p> <p>2 裁定に係る都道府県知事の公告等</p> <p>(1) 公告</p> <p>(2) 裁定申請に係る異議申出</p> <p>3 都道府県知事の裁定</p> <p>(1) 都道府県知事の裁定</p> <p>(2) 都道府県知事による裁定の具体的基準</p> <p>4 裁定の効果等</p> <p>(1) 裁定の効果等</p> <p>(2) 特定農業用ため池の所有者が不明である場合の費用負担の在り方</p> <p>(3) 土地改良区や利水者などに対する管理委託について</p> <p>(4) 土地改良区等に管理を委託する場合の手続の方法</p> <p>5 施設管理権の存続期間の延長について</p> <p>(1) 施設管理権の存続期間の延長</p> <p>(2) 施設管理権の存続期間の延長を認めることとした趣旨</p> <p>第9章 その他</p> <p>1 都道府県知事による報告徴収と立入調査</p>

改正後	現行
<p>(1) 農業用ため池に関する報告徴収、立入調査 (2) 他人の占有する土地への立入調査 (3) 身分証と携帯・提示 (4) 立入りの拒否について (5) 他人の占有する土地への立入りに対する損失の補償 (6) 立入りについて市町村長に対して求める「必要な協力」の内容</p> <p>2 農林水産大臣の指示 (1) 農林水産大臣の指示について (2) 「緊急の必要があると認める」ときの具体的な状況</p> <p>3 補助及び援助 (1) 補助及び援助について (2) 土地改良区等に協力を求める援助の具体的な内容 (3) 協力を求められた土地改良区等の対応及び協力することに伴い発生する費用等の負担の在り方</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する参考様式集 別紙</p>	<p>(1) 農業用ため池に関する報告徴収、立入調査 (2) 他人の占有する土地への立入調査 (3) 身分証と携帯・提示 (4) 立入りの拒否について (5) 他人の占有する土地への立入りに対する損失の補償 (6) 立入りについて市町村長に対して求める「必要な協力」の内容</p> <p>2 農林水産大臣の指示 (1) 農林水産大臣の指示について (2) 「緊急の必要があると認める」ときの具体的な状況</p> <p>3 補助及び援助 (1) 補助及び援助について (2) 土地改良区等に協力を求める援助の具体的な内容 (3) 協力を求められた土地改良区等の対応及び協力することに伴い発生する費用等の負担の在り方</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する参考様式集 別紙</p>
<p>第1章 総則</p> <p>1 【略】</p> <p>2 定義</p> <div data-bbox="98 975 1086 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 【略】</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則</p> <p>(農業用ため池の要件)</p> <p>第二条 【略】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 【略】</p> <p>2 定義</p> <div data-bbox="1151 975 2139 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 【略】</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則</p> <p>(農業用ため池の要件)</p> <p>第二条 【略】</p>

改正後	現行
<p>(1) 農業用ため池</p> <p>本法における「農業用ため池」は、農業用水の供給の用に供される貯水施設をいい、現に利用されている施設のほか、現に利用されていない施設であっても利用し得る状態にある施設が該当する。そのため、専ら他用途（工業、養魚、生活等）を目的とする施設は対象外となる。ため池が農業用に利用し得る状態にあるかどうかは、受益地の状況のほか、過去の利用状況も考慮することとなる。過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止したとしても、堤体が残っており、管理が行われておらず、大雨の際に被害を及ぼすおそれがあるような場合には、本法の対象とする。一方、農業用の利用を完全に廃止した上で治水や工業用等の他の目的に転用され、その目的に沿って適切に管理されているため池については、本法における農業用ため池の対象外となる。（局長通知第2の1）</p> <p>また、本法における「農業用ため池」は、人工的に作られた施設としての「堤体」及び「取水設備」で構成されたものを指す。</p> <p>なお、河川法（昭和39年法律第167号）上の河川管理施設については、河川法の目的を達成する施設であり、特定の利水目的のための施設ではないことから、農業用ため池の対象から除外することとしている。また、農業用水に係る貯水施設のうち、堤高15メートル以上のダム（河川法第44条第1項により規定するダム、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準[※]に基づいて設置され、かつ土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）については、本法の対象とする「農業用ため池」に含めないこととしている。</p> <p>※ 近代的な技術基準とは、土地改良事業計画設計基準「コンクリートダム」（昭和40年10月）、「フィルダム」（昭和41年6月）以降の基準や河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）のことを指す。</p> <p>(参考) 農業用ため池の解釈</p> <p>本法の対象とする農業用ため池は、農業用水の供給の用に供される貯水施設のうち、「堤体」及び「取水設備」で構成されるものとしていることから、これら農業用ため池を構成する「堤体」又は「取水設備」を有していないものについては、本法における農業用ため池に該当しない。</p> <p>このため、堀込式の貯水池は堤体がないことから、本法における農業用ため池に該当しないと解される。また、かつては堤体があったと推測される貯水池の周辺が、同じ標高で広範囲に埋め立てられて相当な期間が経過するなど、現況の周辺地盤が基礎地盤とみなせるような状況になっている場合には、堤体がなくなったものとし、これも本法における農業用ため池に該当しないと解される。</p> <p>一方、貯水池の天端よりも周辺の埋立て高さが低い、埋立ての範囲が狭い、と</p>	<p>(1) 農業用ため池</p> <p>本法における「農業用ため池」は、農業用水の供給の用に供される貯水施設をいい、現に利用されている施設のほか、現に利用されていない施設であっても利用し得る状態にある施設が該当する。そのため、専ら他用途（工業、養魚、生活等）を目的とする施設は対象外となる。ため池が農業用に利用し得る状態にあるかどうかは、受益地の状況のほか、過去の利用状況も考慮することとなる。過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止したとしても、堤体が残っており、管理が行われておらず、大雨の際に被害を及ぼすおそれがあるような場合には、本法の対象とする。一方、農業用の利用を完全に廃止した上で治水や工業用等の他の目的に転用され、その目的に沿って適切に管理されているため池については、本法における農業用ため池の対象外となる。（局長通知第2の1）</p> <p>また、本法における「農業用ため池」は、人工的に作られた施設としての「堤体」及び「取水設備」で構成されたものを指す。</p> <p>なお、河川法（昭和39年法律第167号）上の河川管理施設については、河川法の目的を達成する施設であり、特定の利水目的のための施設ではないことから、農業用ため池の対象から除外することとしている。また、農業用水に係る貯水施設のうち、堤高15メートル以上のダム（河川法第44条第1項により規定するダム、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準[※]に基づいて設置され、かつ土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）については、本法の対象とする「農業用ため池」に含めないこととしている。</p> <p>※ 近代的な技術基準とは、土地改良事業計画設計基準「コンクリートダム」（昭和40年10月）、「フィルダム」（昭和41年6月）以降の基準や河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）のことを指す。</p> <p>(参考) 農業用ため池の解釈</p> <p>本法の対象とする農業用ため池は、農業用水の供給の用に供される貯水施設のうち、「堤体」及び「取水設備」で構成されるものとしていることから、これら農業用ため池を構成する「堤体」又は「取水設備」を有していないものについては、本法における農業用ため池に該当しない。</p> <p>このため、堀込式の貯水池は堤体がないことから、本法における農業用ため池に該当しないと解される。また、かつては堤体があったと推測される貯水池の周辺が、同じ標高で広範囲に埋め立てられて相当な期間が経過するなど、現況の周辺地盤が基礎地盤とみなせるような状況になっている場合には、堤体がなくなったものとし、これも本法における農業用ため池に該当しないと解される。</p> <p>一方、貯水池の天端よりも周辺の埋立て高さが低い、埋立ての範囲が狭い、と</p>

改正後

いった構造になっている場合は、決壊等により標高の低い部分にため池の水が流れ込み、災害を起こす危険性もあることから、本法における農業用ため池として解される。

また、用水路の付帯施設であるファームポンドについては、原則として1日以内の用水の需給関係を調整することを主目的とした施設であって、貯水施設ではないことから、本法における農業用ため池に該当しない。

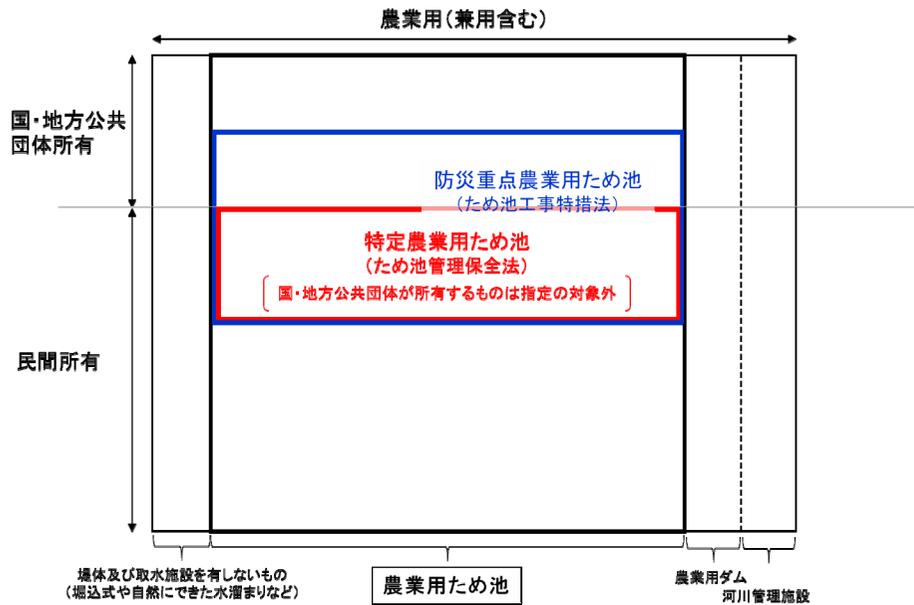


図-1 農業用ため池の概念図

図-2・図-3 【略】

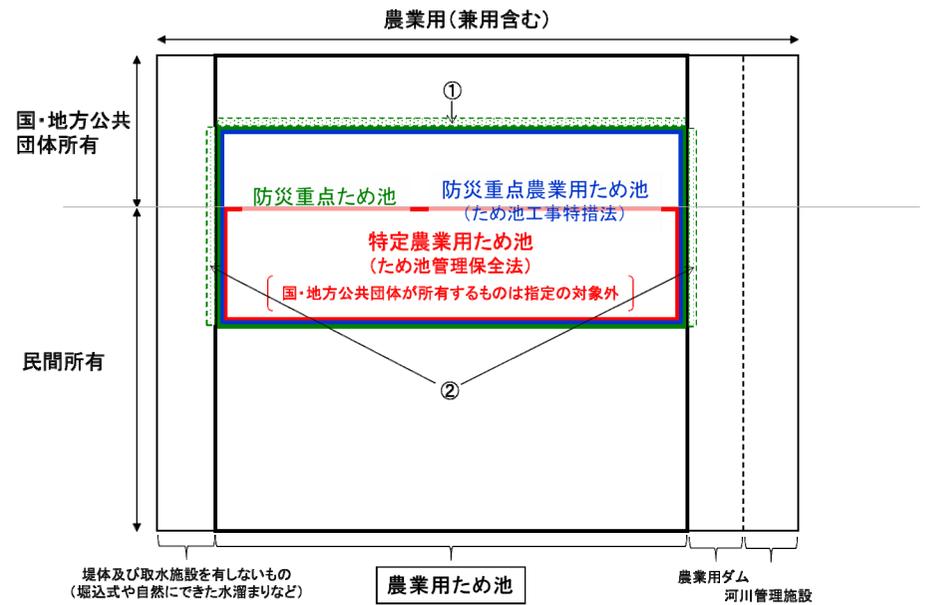
(2)・(3) 【略】

3 国及び地方公共団体の責務

現行

いった構造になっている場合は、決壊等により標高の低い部分にため池の水が流れ込み、災害を起こす危険性もあることから、本法における農業用ため池として解される。

また、用水路の付帯施設であるファームポンドについては、原則として1日以内の用水の需給関係を調整することを主目的とした施設であって、貯水施設ではないことから、本法における農業用ため池に該当しない。



①: 対策を講ずるべきため池数の適正な管理のため、防災重点ため池から除外することが望ましいもの。
 ②: 国が国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するもの
 ③: ため池管理保全法、ため池工事特措法に規定する「農業用ため池」に該当しないもの

図-1 農業用ため池の概念図

図-2・図-3 【略】

(2)・(3) 【略】

3 国及び地方公共団体の責務

改正後

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 【略】

(1) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、管轄区域内の農業用ため池について、農業用水の確保を図るとともに、災害を防止するため、本法に規定された措置を講ずる必要がある。

また、効果的に措置を講ずるためには、管轄区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域の防災に責任を有する市町村が、農業用ため池に関する情報や実態調査等について連携して取り組み、それぞれの役割を果たしていく必要があることから、本法において、都道府県及び市町村の責務として、「相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする」としている。

これまでも管轄区域内の農業用ため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理、防災重点ため池の選定等の取組を行い、市町村は農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することで農業用ため池の「適正な管理及び保全」が実現することになる。連携に当たっては、地域の実情やこれまでの取組の経緯等を踏まえて、法律の施行が最適かつ円滑に行われ、法律の目的が十分に達成できるよう、都道府県と市町村が十分に話し合い、具体的な連携方法を定めていく必要がある。(局長通知第3の1)

(参考) 防災重点ため池

防災重点ため池は、「今後のため池対策について」(平成31年3月29日農村振興局防災課長通知)に基づき、ため池マップや緊急連絡体制の整備など避難行動につながる対策を講ずるとともに、優先度に応じてため池の補強、ハザードマップ等の対策を実施してきたため池。

(参考) 地方自治法第252条の14第1項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(参考) 地方自治法第252条の17の2第1項

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理す

現行

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 【略】

(1) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、管轄区域内の農業用ため池について、農業用水の確保を図るとともに、災害を防止するため、本法に規定された措置を講ずる必要がある。

また、効果的に措置を講ずるためには、管轄区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域の防災に責任を有する市町村が、農業用ため池に関する情報や実態調査等について連携して取り組み、それぞれの役割を果たしていく必要があることから、本法において、都道府県及び市町村の責務として、「相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする」としている。

これまでも管轄区域内の農業用ため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理、防災重点ため池の選定等の取組を行い、市町村は農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することで農業用ため池の「適正な管理及び保全」が実現することになる。連携に当たっては、地域の実情やこれまでの取組の経緯等を踏まえて、法律の施行が最適かつ円滑に行われ、法律の目的が十分に達成できるよう、都道府県と市町村が十分に話し合い、具体的な連携方法を定めていく必要がある。(局長通知第3の1)

(参考) 地方自治法第252条の14第1項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(参考) 地方自治法第252条の17の2第1項

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理す

改正後

現行

ることとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

ることとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

(2) 【略】

(2) 【略】

第2章 農業用ため池の届出・管理

第2章 農業用ため池の届出・管理

1 届出の手續等

1 届出の手續等

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

(農業用ため池の届出)

第四条 【略】

(農業用ため池の届出)

第四条 【略】

附 則

(経過措置)

第二条 【略】

(罰則)

第三条 【略】

附 則

(経過措置)

第二条 【略】

(罰則)

第三条 【略】

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

(農業用ため池の届出)

第三条 【略】

(農業用ため池の届出)

第三条 【略】

(農業用ため池の届出書の記載事項)

第四条 【略】

(農業用ため池の届出書の記載事項)

第四条 【略】

(変更等の届出)

第五条 【略】

(変更等の届出)

第五条 【略】

(データベースの公表事項)

第六条 【略】

(データベースの公表事項)

第六条 【略】

改正後

(1) 【略】

(2) 届出が必要な農業用ため池

ア 届出の対象範囲

届出義務の対象となるため池は、「第1章の2定義」において記述している農業用ため池である。国が所有するため池は、国有財産法（昭和23年法律第73号）により、地方公共団体が所有するため池は地方自治法により適切な管理が義務付けられることから、対象外としている。

ただし、国や地方公共団体が所有する農業用ため池についても、本法第4条第3項及び第4項により、都道府県知事が整備するデータベースに登録していくこととしているので、留意されたい。

なお、土地改良区が所有する農業用ため池は届出の対象であるが、地方自治法に基づき設置された財産区が所有する農業用ため池については、届出の対象とはならない。

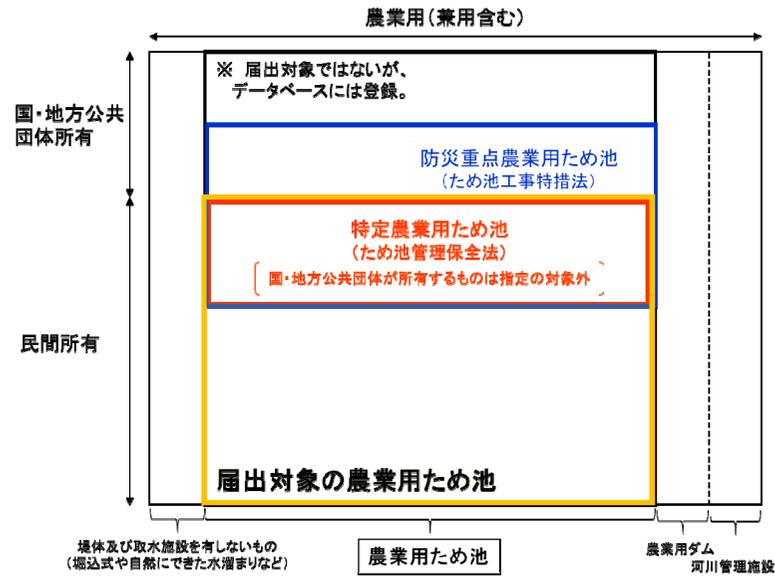


図-4 届出対象の農業用ため池

現行

(1) 【略】

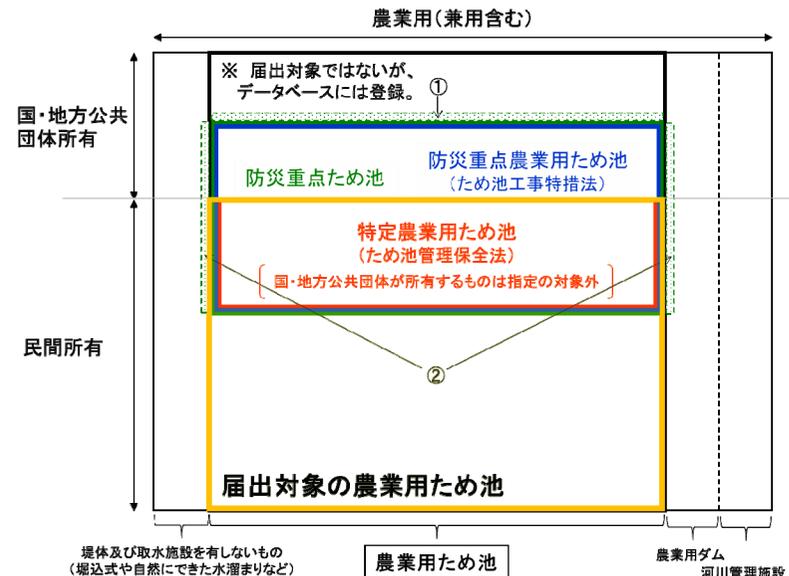
(2) 届出が必要な農業用ため池

ア 届出の対象範囲

届出義務の対象となるため池は、「第1章の2定義」において記述している農業用ため池である。国が所有するため池は、国有財産法（昭和23年法律第73号）により、地方公共団体が所有するため池は地方自治法により適切な管理が義務付けられることから、対象外としている。

ただし、国や地方公共団体が所有する農業用ため池についても、本法第4条第3項及び第4項により、都道府県知事が整備するデータベースに登録していくこととしているので、留意されたい。

なお、土地改良区が所有する農業用ため池は届出の対象であるが、地方自治法に基づき設置された財産区が所有する農業用ため池については、届出の対象とはならない。



対策を講ずるべきため池数の適正な管理のため、防災重点ため池から除外することが望ましいもの。
 ①国が国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するもの
 ②ため池管理保全法、ため池工事特措法に規定する「農業用ため池」に該当しないもの

図-4 届出対象の農業用ため池

改正後	現行
<p>イ 【略】</p> <p>(3) ~ (9) 【略】</p> <p>2 データベースの整備及び公表について</p> <p>(1) データベースの整備</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ データベースに登録する項目</p> <p>全ての農業用ため池において特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、<u>特定農業用ため池及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）第4条第1項に基づき都道府県知事が防災重点農業用ため池に指定したため池（特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係については、「第4章の1の（3）特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係」を参照）については、法第4条第1項に規定する事項以外に、施策を講ずる上で必要となる詳細なため池諸元に関する情報（豪雨時等における危険度の予測等に必要となる堤体の型式、材質、法勾配などの構造に関する情報、洪水吐き、取水設備及び底樋の型式、寸法などの設備の概要の情報、堤体の築造年、受益面積、受益戸数、流域面積、満水面積など）や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。（局長通知第5の1）</u></p> <p>これらは、本法第4条第1項に基づく届出の記載事項とはしていないが、今後も農業用ため池対策に有効な情報となることから、都道府県において補助事業を活用しつつ必要な調査を行い、引き続き、データベースに登録していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1 データベースの登録項目</p>	<p>イ 【略】</p> <p>(3) ~ (9) 【略】</p> <p>2 データベースの整備及び公表について</p> <p>(1) データベースの整備</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ データベースに登録する項目</p> <p>全ての農業用ため池において特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、<u>防災重点ため池及び特定農業用ため池（防災重点ため池と特定農業用ため池の関係については、「第4章の1の（3）防災重点ため池と特定農業用ため池、防災重点農業用ため池の関係」を参照）については、法第4条第1項に規定する事項以外に、施策を講ずる上で必要となる詳細なため池諸元に関する情報（豪雨時等における危険度の予測等に必要となる堤体の型式、材質、法勾配などの構造に関する情報、洪水吐き、取水設備及び底樋の型式、寸法などの設備の概要の情報、堤体の築造年、受益面積、受益戸数、流域面積、満水面積など）や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。（局長通知第5の1）</u></p> <p>これらは、本法第4条第1項に基づく届出の記載事項とはしていないが、今後も農業用ため池対策に有効な情報となることから、都道府県において補助事業を活用しつつ必要な調査を行い、引き続き、データベースに登録していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1 データベースの登録項目</p>

改正後

○: 本法第4条第1項の規定による届出事項に対応した登録項目
□: 上記以外

データベース登録項目	特定農業用ため池 防災重点農業用ため池	左記以外
1. コード[注1]	(1)コード番号	□
2. 名称	(1)名称、(2)読み(ふりがな)	○
3. 所在地	(1)所在地	○
4. 施設管理者	(2)緯度、(3)経度	○
	(1)名称、(2)住所	○
	(3)連絡先、(4)属性(管理者区分)[注2]	○
	(5)管理の権限の種類	○
	(1)名称、(2)住所	○
所有者(場)	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)名称、(2)住所	○
所有者(施設)	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)名称、(2)住所	○
5. 精元・構造	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)築造年(又は築造年代)	○
	(2)型式	○
	(3)不揃幅	○
	(4)堤高	○
	(5)堤頂長	○
	(6)総貯水量	○
	(7)法勾配	○
	(8)溝床面積	○
	(9)洒水面積	○
	(10)かんがい受益面積	○
	(11)かんがい戸数	○
	(12)洪水吐精元	○
	(13)取水工精元	○
	(14)底層精元	○
(15)緊急放流施設の有無	○	
6. 改修歴	(1)改修年度、(2)改修内容	○
	(1)届出の有無	○
7. ため池の区分	(2)届出の年月日	○
	(3)特定農業用ため池の指定の有無	○
	(4)特定農業用ため池の指定年月日	○
	(5)防災重点農業用ため池の指定の有無	○
	(6)防災重点農業用ため池の指定年月日	○
	(7)指定要件	○
	(8)地震・豪雨耐性評価の実施要件への該当	○
	(9)ため池重要度区分[注4]	○
	(10)廃止状況	○
	(1)地震関連法定計画への記載の有無	○
	(2)都道府県地域防災計画への記載の有無	○
(3)市町村地域防災計画への記載の有無	○	
(4)水防計画への記載	○	
9. 地震時点検対象施設	(1)震度観測点、(2)観測点名	○
	(3)緊急点検震度	○
	(1)劣化状況評価の実施年度	○
10. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施状況	(2)地震耐性評価の実施年度	○
	(3)豪雨耐性評価の実施年度	○
	(1)劣化に対する対策の必要有無	○
11. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果による対策	(2)地震に対する対策の必要有無	○
	(3)豪雨に対する対策の必要有無	○
	(1)劣化に対する対策の実施状況	○
12. ハード対策の実施状況	(2)地震に対する対策の実施状況	○
	(3)豪雨に対する対策の実施状況	○
	(1)作成の状況、(2)公表の状況	○
14. 遠隔監視用観測機器の設置	(1)水位計の設置有無	○
	(2)雨量計の設置有無	○
	(3)監視カメラの設置有無	○

[注1] コード番号とは、データベースにおける個別の農業用ため池の整理番号である。
[注2] 施設管理者の属性(管理者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。
[注3] 所有者の属性(所有者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。
[注4] レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を求める際の施設の重要区分。

現行

○: 本法第4条第1項の規定による届出事項に対応した登録項目
□: 上記以外

データベース登録項目	防災重点ため池 特定農業用ため池 防災重点農業用ため池	左記以外
1. コード[注1]	(1)コード番号	□
2. 名称	(1)名称、(2)読み(ふりがな)	○
3. 所在地	(1)所在地	○
4. 施設管理者	(2)緯度、(3)経度	○
	(1)名称、(2)住所	○
	(3)連絡先、(4)属性(管理者区分)[注2]	○
	(5)管理の権限の種類	○
	(1)名称、(2)住所	○
所有者(場)	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)名称、(2)住所	○
所有者(施設)	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)名称、(2)住所	○
5. 精元・構造	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	○
	(1)築造年(又は築造年代)	○
	(2)型式	○
	(3)不揃幅	○
	(4)堤高	○
	(5)堤頂長	○
	(6)総貯水量	○
	(7)法勾配	○
	(8)溝床面積	○
	(9)洒水面積	○
	(10)かんがい受益面積	○
	(11)かんがい戸数	○
	(12)洪水吐精元	○
	(13)取水工精元	○
	(14)底層精元	○
(15)緊急放流施設の有無	○	
6. 改修歴	(1)改修年度、(2)改修内容	○
	(1)届出の有無	○
7. ため池の区分	(2)届出の年月日	○
	(3)防災重点ため池の選定状況	○
	(4)特定農業用ため池の指定の有無	○
	(5)特定農業用ため池の指定年月日	○
	(6)防災重点農業用ため池の指定の有無	○
	(7)防災重点農業用ため池の指定年月日	○
	(8)指定要件	○
	(9)地震・豪雨耐性評価の実施要件への該当	○
	(10)ため池重要度区分[注4]	○
	(11)廃止状況	○
	(1)地震関連法定計画への記載の有無	○
(2)都道府県地域防災計画への記載の有無	○	
(3)市町村地域防災計画への記載の有無	○	
(4)水防計画への記載	○	
9. 地震時点検対象施設	(1)震度観測点、(2)観測点名	○
	(3)緊急点検震度	○
	(1)劣化状況評価の実施年度	○
10. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施状況	(2)地震耐性評価の実施年度	○
	(3)豪雨耐性評価の実施年度	○
	(1)劣化に対する対策の必要有無	○
11. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果による対策	(2)地震に対する対策の必要有無	○
	(3)豪雨に対する対策の必要有無	○
	(1)劣化に対する対策の実施状況	○
12. ハード対策の実施状況	(2)地震に対する対策の実施状況	○
	(3)豪雨に対する対策の実施状況	○
	(1)作成の状況、(2)公表の状況	○
14. 遠隔監視用観測機器の設置	(1)水位計の設置有無	○
	(2)雨量計の設置有無	○
	(3)監視カメラの設置有無	○

[注1] コード番号とは、データベースにおける個別の農業用ため池の整理番号である。
[注2] 施設管理者の属性(管理者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。
[注3] 所有者の属性(所有者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。
[注4] レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を求める際の施設の重要区分。

改正後	現行
<p>ウ～オ 【略】</p> <p>(2) データベースの公表 ア 【略】</p> <p>イ 公表の内容 公表内容については、個人情報の保護を考慮しつつ、災害の防止を図る上で公表することが必要な情報として次に掲げる事項とする（本法第4条第1項第1号、規則第6条）。</p> <p>① 農業用ため池の名称及び所在地 ② 農業用ため池の所有者及び管理者（両方）の名称 ※ 所有者等が法人である場合は法人名を、法人でない団体の場合は団体名を、法人ではない団体で規約のない場合及び個人の場合は名称ではなく「自然人」と公表する。 ③ ため池の堤高、堤頂長、総貯水量 ④ 届出の有無及び届出があった場合は、届出の年月日 ⑤ 特定農業用ため池の指定の有無及び指定を受けている場合は、当該指定の年月日 ※ なお、防災重点農業用ため池の指定の有無についても、これらと併せて参考として公表すること。</p> <p>(3) ・ (4) 【略】</p> <p>第3章 【略】</p> <p>第4章 特定農業用ため池の指定等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(特定農業用ため池の指定等)</p> <p>第七条 【略】</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令</p> <p>(特定農業用ため池の指定の要件)</p>	<p>ウ～オ 【略】</p> <p>(2) データベースの公表 ア 【略】</p> <p>イ 公表の内容 公表内容については、個人情報の保護を考慮しつつ、災害の防止を図る上で公表することが必要な情報として次に掲げる事項とする（本法第4条第1項第1号、規則第6条）。</p> <p>⑥ 農業用ため池の名称及び所在地 ⑦ 農業用ため池の所有者及び管理者（両方）の名称 ※ 所有者等が法人である場合は法人名を、法人でない団体の場合は団体名を、法人ではない団体で規約のない場合及び個人の場合は名称ではなく「自然人」と公表する。 ⑧ ため池の堤高、堤頂長、総貯水量 ⑨ 届出の有無及び届出があった場合は、届出の年月日 ⑩ 特定農業用ため池の指定の有無及び指定を受けている場合は、当該指定の年月日 ※ なお、防災重点ため池の選定の有無についても、これらと併せて参考として公表すること。</p> <p>(3) ・ (4) 【略】</p> <p>第3章 【略】</p> <p>第4章 特定農業用ため池の指定等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(特定農業用ため池の指定等)</p> <p>第七条 【略】</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令</p> <p>(特定農業用ため池の指定の要件)</p>

改正後	現行
<p>第一条 【略】</p>	<p>第一条 【略】</p>
<p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則</p> <p>(特定農業用ため池の指定の要件)</p> <p>第七条 【略】</p>	<p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則</p> <p>(特定農業用ため池の指定の要件)</p> <p>第七条 【略】</p>
<p>1 指定要件と指定に当たったの検討内容</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 特定農業用ため池と防災重点農業用ため池の関係</p> <p>「特定農業用ため池」の指定要件は、「<u>防災重点農業用ため池</u>」の指定要件と同じであるが、「<u>防災重点農業用ため池</u>」のうち、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池については、国有財産法や地方自治法等の法令に基づき適正に管理されることとなるため、「特定農業用ため池」の指定の対象外としている。</p> <p>2～5 【略】</p>	<p>1 指定要件と指定に当たったの検討内容</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>防災重点ため池と特定農業用ため池、防災重点農業用ため池の関係</u></p> <p><u>防災重点ため池は、「今後のため池対策について（平成31年3月29日農村振興局防災課長通知）」に基づき、ため池マップや緊急連絡体制の整備など避難行動につながる対策を講ずるとともに、優先度に応じてため池の補強やハザードマップなどの対策を実施するため池である。</u></p> <p>「特定農業用ため池」の指定要件は、「<u>防災重点ため池</u>」の選定規準と同じ内容を規定している。特定農業用ため池は、本法第8条の「<u>行為の制限</u>」、同9条の「<u>防災工事の施行</u>」等の規定の適用を受けるが、「<u>防災重点ため池</u>」のうち、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池については、国有財産法や地方自治法等の法令に基づき適正に管理されることとなるため、「特定農業用ため池」の指定の対象外としている。</p> <p>また、「<u>防災重点農業用ため池</u>」は、<u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）第4条第1項に基づき都道府県知事が指定するものであり、指定要件は「<u>防災重点ため池</u>」の選定規準と同じである。</u></p> <p>「<u>防災重点ため池</u>」、「<u>特定農業用ため池</u>」、「<u>防災重点農業用ため池</u>」の用語は、<u>選定又は指定の目的が異なることから、併存することとしている。なお、本法第2条第1項において農業用ため池が定義されていることから、農業用ため池に該当しないものが防災重点ため池に選定されている場合は、防災重点ため池から除外し農業用ため池の定義と整合を図っていくことが望ましい。</u></p> <p>2～5 【略】</p>

改正後	現行
<p>第5章・第6章 【略】</p> <p>第7章 住民に周知するための措置</p> <div data-bbox="78 368 1102 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(住民に対する周知のための措置)</p> <p>第十二条 【略】</p> </div> <p>1 ハザードマップ等の作成</p> <p>市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項について、印刷物の配布その他必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとしている（本法第12条）。</p> <p>具体的には、決壊した場合の影響度が大きいため池から優先して、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップを作成・公表に努めることが望ましい。その際、地域住民を含めたワークショップを開催するなど、地元の意見をハザードマップに反映させるとともに、住民の防災意識の向上を図ることが望ましい。</p> <p>管轄区域内のため池数は、市町村によって異なる。ため池数の多い市町村では、短期間で全てのため池のハザードマップを作成することが難しい。このような場合にあっては、まず農業用ため池の基本情報（名称、所在地、総貯水量、緊急連絡先）を記載した地図（ため池マップ）を作成し、住民に周知することも有効である。</p> <p>また、避難指示等に必要な情報を市町村が的確に把握できるよう、防災重点農業用ため池の所有者や管理者からの緊急時の点検・報告等のルールを定めておくことが望ましい。</p> <p>2 【略】</p> <p>第8章・第9章 【略】</p> <p style="text-align: center;">様式例一覧 【略】</p>	<p>第5章・第6章 【略】</p> <p>第7章 住民に周知するための措置</p> <div data-bbox="1135 368 2159 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</p> <p>(住民に対する周知のための措置)</p> <p>第十二条 【略】</p> </div> <p>1 ハザードマップ等の作成</p> <p>市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項について、印刷物の配布その他必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとしている（本法第12条）。</p> <p>具体的には、決壊した場合の影響度が大きいため池から優先して、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップを作成・公表に努めることが望ましい。その際、地域住民を含めたワークショップを開催するなど、地元の意見をハザードマップに反映させるとともに、住民の防災意識の向上を図ることが望ましい。</p> <p>管轄区域内のため池数は、市町村によって異なる。ため池数の多い市町村では、短期間で全てのため池のハザードマップを作成することが難しい。このような場合にあっては、まず農業用ため池の基本情報（名称、所在地、総貯水量、緊急連絡先）を記載した地図（ため池マップ）を作成し、住民に周知することも有効である。</p> <p>また、避難指示等に必要な情報を市町村が的確に把握できるよう、防災重点ため池や特定農業用ため池の所有者や管理者からの緊急時の点検・報告等のルールを定めておくことが望ましい。</p> <p>2 【略】</p> <p>第8章・第9章 【略】</p> <p style="text-align: center;">様式例一覧 【略】</p>